

学校における盗撮行為防止のためのガイドライン

令和 7 年 10 月

長岡京市教育委員会

1. 基本的な服務規律の遵守

教職員は、児童生徒の人権を尊重し、正義を追求する立場であることを常に自覚し、法令や教育委員会の指針等を遵守しなければならない。盗撮行為は、児童生徒の尊厳を踏みにじる重大な犯罪行為であり、懲戒処分、刑事処分の対象となることへの認識を徹底する。

2. 未然防止対策

① 盗撮行為防止のための具体的な対策

■環境整備

- ・校内を常に整理整頓し、カメラ等の撮影機器を設置できない環境をつくる。
- ・更衣を行う場所にはカーテンや仕切りを設置する等、外部から見えないようにするとともに、施錠を行い、鍵を適切に管理する。
- ・男女別の専用更衣室を設ける。施設上、専用更衣室の設置が困難な学校においては、施設の改修を含め、速やかな設置に努める。
- ・設備修繕が必要な場合は、学校と教育委員会とが連携し、速やかに対応する。
- ・各校に盗撮機器探知機を配備する。

■点検（日常・定期・臨時）

- ・日常点検として、教職員は清掃時や校内巡回時にカメラ等の不審物がないか確認する。
- ・定期点検として、別紙「盗撮防止にかかる点検シート」を活用し、少なくとも学期に1回、教職員複数体制で点検する。
- ・臨時点検として、不定期に警察OB等を活用するなど学校教職員外による点検を行う。
- ・上記点検に際しては、必要に応じて、盗撮機器探知機を活用する。
- ・男女別更衣室やトイレ等の点検に際しては、同性の教職員が実施する。
- ・点検結果を教職員で共有し、改善を要する点があれば速やかに対応する。
- ・点検時にカメラ等の不審物を発見した際にはすぐに管理職へ報告する。管理職は、速やかに市教育委員会へ報告するとともに、警察へ通報する。

■学校教育活動における撮影機材及び撮影データの管理

- ・教育活動において児童生徒の撮影を行う場合は、緊急対応等やむを得ない場合を除き、学校が保有する機器（タブレット、デジタルカメラ等）を使用することとし、教職員の個人所有のスマートフォン等を使用して撮影することは禁止する。
- ・撮影したデータは速やかに校務用共有フォルダに保存し、端末から削除するとともに、撮影機器や記録媒体にデータが残存していないか確認する。また、不要となったデータは、校務用共有フォルダから速やかに削除する。

■Webページ、SNSの運用管理

- ・学校が運営するホームページやSNSの運用ルールを再確認し、児童生徒の写真等が悪用されないよう適切に運用・管理を行う。

② 教職員への研修

■全教職員を対象とした研修の実施

- ・外部講師による研修実施や、文部科学省・京都府教育委員会作成の啓発資料やチェックシートを活用するなど、児童生徒性暴力等の防止、法令遵守にかかる教職員研修を定期的に行う。
- ・教職員や公務員の不祥事にかかる事例に基づいた研修を適時、適切に行う。
- ・日頃から教職員が管理職に相談しやすい職場づくりに努めるとともに、毎年、ストレスチェックを実施し、教職員のメンタルヘルス不調の未然防止に努めるとともに、医師等による面接指導が受けられる体制を確保する。

3. 児童生徒への周知・啓発と支援体制の整備

■相談窓口の周知 相談体制の周知

- ・児童生徒が安心して相談できるよう、教育相談担当教員や養護教諭等、相談窓口を明確にして周知するとともに、日々の「心と体の健康観察アプリ」等を活用した全ての教職員の見守り、スクールカウンセラーや教育支援センターの教育相談等、相談体制を確保し、その周知を行う。
- ・「子どものSOSの相談窓口」等の外部の相談窓口について、タブレット端末を活用して児童生徒へ周知を行う。

■啓発

- ・「生命の安全教育」を推進し、児童生徒の発達段階に応じて、子どもたちの心と体の安全を守る取組を充実させる。
- ・児童生徒に対し、日頃から整理整頓を指導するとともに、更衣を行う場所やトイレなどに見慣れない物が置かれているなどの異変に気づいた場合は、すぐに教職員に知らせるように伝える。

4. ガイドラインの継続的な見直し

本ガイドラインについては、今後の対策の進捗状況や法改正等に応じて適宜、見直しを行う。

5. ガイドラインの作成にあたって

本ガイドラインは、令和7年9月に本市立学校教員が盗撮容疑で逮捕されたことを受け、この事案を教訓とし、児童生徒の安全を守るため、再発防止を徹底する目的で作成した。作成にあたっては、市教育委員会及び市立小中学校長会議における協議をふまえ、作成したものである。

■ 盗撮防止にかかる点検シート

点検日	令和 年 月 日
学校名	
点検者	

※チェック欄は○・△・×で記入

該当がない場合は「－」を記入

1 教室、特別教室等		チェック欄	備考
1	整理整頓されている（乱雑に物が置かれていない、見慣れないものはない）		
2	ロッカー、本棚、換気扇、コンセント周辺などに不審なものはない		
3	大型モニター、タブレット保管庫、エアコン、時計などに不審なものはない		
4	置かれている物に不審な穴やテープはない		
5	天井や壁、床、扉に不自然な剥がれや穴はない		
6	清掃用ロッカーは整理され、扉に不審な穴やテープはない		
7	壁に不要な掲示物やテープは貼られていない		
8	使用しない時は施錠されている		
9	カーテンや目隠し等、中が見えないための措置は取られている		
10	窓や鍵に破損はない		
11	その他、気づいた点		

2 トイレ		チェック欄	備考
1	余計なものは置かれていない		
2	天井や壁、床、扉に不自然な剥がれや穴はない		
3	トイレ扉、個室の仕切り上下部に不審なものはない		
4	トイレ天井部、換気扇、コンセント周辺に不審なものはない		
5	便器の内側や便座との接続部付近に不審なものはない		
6	トイレットペーパーホルダー等に不審なものはない		
7	サニタリーボックス等に不自然な穴やテープはない		
8	壁に不要な掲示物やテープは貼られていない		
9	窓や鍵に破損はない		
10	その他、気づいた点		

3 更衣室		チェック欄	備考
1	余計なものは置かれていない		
2	換気扇やロッカー、時計、コンセント周辺に不審なものはない		
3	置かれている物に不審な穴やテープはない		
4	天井や壁、床、扉に不自然な剥がれや穴はない		
5	壁に不要な掲示物やテープは貼られていない		

6	使用しない時は施錠されている		
7	カーテンや目隠し等、中が見えないための措置は取られている		
8	窓や鍵に破損はない		
9	その他、気づいた点		

4 保健室		チェック欄	備考
1	整理整頓されている（乱雑に物が置かれていない、見慣れないものはない）		
2	置かれている物に不審な穴やテープはない		
3	換気扇やエアコン、キャビネット周り、コンセント周辺、時計などに不審なものはない		
4	天井や壁、床、扉に不自然な剥がれや穴はない		
5	壁に不要な掲示物やテープは貼られていない		
6	使用しない時は施錠されている		
7	カーテンや間仕切り、目隠し等、中が見えないための措置は取られている		
8	窓や鍵に破損はない		
9	その他、気づいた点		

5 プール更衣室等		チェック欄	備考
1	余計なものは置かれていない		
2	換気扇やロッカー、時計、コンセント周辺に不審なものはない		
3	すのこの下や天井、換気扇やロッカー周り、コンセント周辺に不審なものはない		
4	置かれている物に不審な穴やテープはない		
5	天井や壁、床、扉に不自然な剥がれや穴はない		
6	壁に不要な掲示物やテープは貼られていない		
7	使用しない時は施錠されている		
8	カーテンや目隠し等、中が見えないための措置は取られている		
9	窓や鍵に破損はない		
10	プールサイドに不要なものは置かれていない		
11	その他、気づいた点		

6 その他		チェック欄	備考
1			
2			
3			
4			
5			